

グッドプラクティショナー 紹介

推薦文

小湊純一さんは、宮城県角田市にある特定非営利活動法人福祉@JMI 代表として、高齢者や障害者に対する支援活動や福祉専門職の後方支援に取り組まれています。また、宮城県社会福祉士会副会長、宮城県ケアマネジャー協会理事などを務められ、さらに、2001年には宮城福祉オンブズネット「エール」を弁護士と共同で立ち上げ、これまで障害者や高齢者等の権利擁護活動に取り組んで来られました。小湊さん

の活動は、高齢者施設から始まり、個別ケアの取り組みを地域の中に広げ、高齢者や障害者の方々の「あたりまえの生活」を支える仕組みづくりへと発展していきました。まさにミクロからマクロにつながるソーシャルワークの実践者だといえます。このような理由から、グッドプラクティショナーとして小湊さんを推薦させていただきます。

(推薦者：東北福祉大学教授 石附 敬)

〈グッドプラクティショナーについて〉

1 背景と目的

- ・よりよい実践を発掘・評価し、広く伝えることにより、よりよい実践が拡大することを目指す。
- ・よりよい実践を行っているソーシャルワーカーの仕事ぶりを紹介することによって、よりよい実践とは何か、よりよい実践のためには何が必要か、などについて読者に考えていただく契機を提供する。
- ・これにより、ソーシャルワーク学会として、理論の発展だけでなく実践の向上を、また、理論と実践の往復運動の促進を目指す。

2 方法

- ・推薦者から候補者名をあげていただき、その推薦理由(200～400字程度)を書いていただく。合わせて、候補者に執筆の承諾をとっていただく。
- ・候補者は学会員以外でも可能。執筆内容は「実践内容」。
- ・承諾を得られた候補者には、編集委員会から「私の実践：ー」といったタイトルで、実践内容を紹介していただくように依頼する(3,200字程度)。

私の実践

権利擁護（あたりまえを手伝う） を担う仲間たち

小湊純一（ふくし@JMI 代表）

平成11年9月、志を同じにする仲間と居宅介護支援事業所を立ち上げた。それまでの15年間高齢者施設で同僚と共に集団ケアから個別ケアへ変換し、実感したその良さを今度は在宅で実践しようと思ったからだ。公正中立で介護保険だけに頼らない福祉の総合相談対応ケアマネジメント事業である。

昭和から平成初めの高齢者施設は、日課や介護は職員の都合で決められ、自由が制限され、まさに収容施設だった。しかし、その中でも学ぶことは沢山あった。それは入居していた人達からの学びだった。様々な、身体的、精神的な障害、人間関係についての学びである。最も印象深いのは、心配する立場の私が入居者から心配され、相談を受ける立場の私が入居者に相談することがあったということである。このことは、「支援するとか支援されるという関係を忘れて、共に考えて行動する。」という今の考え方の元になっている。

平成6年、「高齢者ケアプラン策定指針」という本に出会い、個別ケア計画作成と個別ケアを全職員でおこなうことができるよう取り組んだ。その実践には「本人との話し合い」を必須にしたため、コミュニケーション力、高齢者に多い病気や障害の理解など介護スタッフの力量アップにもつながり、楽しく仕事ができたと記憶している。高齢だから、介護が必要だからと言って生活を制限するのではなく、「あたりまえの生活、自由な生活」を基本におき、「どうすればできるか！」を考えたということである。

平成8年に社会福祉士を取得し、平成10年に東北大学大学院福祉経済設計講座で研究する機会に恵まれ、「福祉サービス評価基準作成によりケアの質を高める」ということに取り組んだ。平成12年、介護保険が始まったころ、今度は「福祉のコンプライアンス・ルール」に出会うことになる。それが、私の権利擁護活動の基盤になる「宮城福祉オンブズネット「エール」」である。仙台弁護士会、宮城県社会福祉士会、消費生活相談員の有志で、1年間毎週のように話し合いと勉強会を重ねて立ち上げ、行政へのオンブズマン機能も果たすこととした。「権利」を「あたりまえ」と言い換え、されない権利（あたりまえ）、する権利（あたりまえ）を、前者を消極的権利擁護、後者を積極的権利擁護として捉えて活動してきた。主たる仕事であるケアマネジャーとしてのケアマネジメントも同様である。エールの立ち上げで得たことは「クライアントの利益最優先」の考え方を持つ職種、弁護士の人たちと意見交換できたことでもあった。今も変わらない権利擁護の基本理念「エール宣言」は以下に記する。

エール宣言（平成13年11月24日）

1. 私たちは、宮城県の高齢者・障がい者・障がい児と、その家族や関係施設で働く職員の権利を守ります。
1. 私たちは、施設入所・在宅に関わらず、県内の高齢者・障がい者・障がい児の不利益となることは排除し、事故・事件の原因と

なることも究明し、高齢者・障がい者・障がい児が幸せな生活を過ごせるよう「エール」を送ります。

1. 私たちは、一方的に職員や家族を批判・追求するのではなく高齢者・障がい者・障がい児のために、職員や家族の権利を守り応援することも目的とします。
1. 私たちは、福祉サービス倫理「コンプライアンス・ルール」の確立、公開、普及、公正な適用をめざします。
1. 私たちは、あらゆる政党、宗教、団体からの影響は受けません。

旧態依然とした福祉サービスの質を良くするための「サービス評価基準作成」と「福祉のコンプライアンス策定」を「予防的権利擁護」として進め、今でもセミナーや出前講座、コンサルティングをおこなっている。高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法が整備された今でも、当事者からの相談が絶えず、相談機関や行政からの対応困難ケースの相談を受け、アドバイザーの派遣要請も頻繁である。

平成 17 年、地域包括支援センターが始まる前の年、福祉の総合相談を担当する社会福祉士の養成と後方支援をする体制作りを始めた。15 年間講習を続け 300 人程が修了し、講習修了者を「宮城県社会福祉士会認定社会福祉士」と呼び、宮城県内の地域包括支援センター、相談機関で活躍している。また、この講習修了者が、平成 23 年の東日本大震災の時に仙台弁護士会、宮城県協会と共に被災者支援に奔走する主たるメンバーとなった。認定社会福祉士講習は、コロナ禍の令和 3 年に終了し、令和 4 年からは、「虐待対応基本研修（高齢、障害）」と、「本人の権利から考える本人主体の事例勉強会」を開催し、差別、スティグマ、意思決定支援など、本人主体の権利擁護活動に移行した。

現在は、権利擁護の体制整備のための市町村の後方支援、意思決定支援の出前講座、障害者差別解消に関する合理的配慮などについても実践事例を活用した勉強会を開催している。まさに「予防

的権利擁護活動」である。

平成 19 年、エールのメンバーが中心となり、社会福祉士会と弁護士会による「高齢者虐待対応専門職チーム」を立ち上げ、平成 24 年には「高齢者・障害者虐待対応専門職チーム」と名称変更して市町村からの支援依頼に対応し現在に至る。

平成 27 年、これもエールに関わっているメンバーが発起人となり、宮城県高齢者・障害者権利擁護連携協議会（サポネットみやぎ）を立ち上げ、高齢者障害者の相談支援者の後方支援を開始した。これは仙台弁護士会と宮城県社会福祉士会による宮城県独自の制度である。宮城県内を 14 の地域に分け、弁護士と社会福祉士それぞれ 2 名が地域担当になり、福祉相談と法律相談をつなぐ役割を果たしている。費用は無料、現在は弁護士約 40 名、社会福祉士 30 名が幅広い相談対応の役割を担っている。

平成 13 年のエール立ち上げから、様々な高齢者・障害者の権利侵害に対する相談、面接、調査、提言をおこなってきた。虐待等の権利侵害の現場に共通する課題がある。それは「虐待がおこなわれている施設事業所は、関わるスタッフが大切にされていない。」という事実である。言い換えれば「関わるスタッフ一人ひとりが大切にされている施設事業所に権利侵害はない。」ということである。相談を受けていると時々「職員である自分達にも権利がある。」ということを言われることがある。しかし、障害者支援のプロである私たちの専門性は、生活に支障をきたす病気や障害・障害特性について理解していることと、その対応指針と理念を持っていることであると思っている。しかし、病気や障害・障害特性と、その人の行動や言動とを関連付けて考えることが出来なければ、その人本人に問題があると考えてしまう。これが権利侵害の原因となり、偏見は父権主義（パターナリズム）につながってしまう。本当の問題は、適切に対応できない周りの人の環境や関わりにより、どうすればいいのだろうと思ったときは、「本人がそうしているのではなく、病気や障害がそうさせているのだ。」「本人の障害の改善は難しいが、支援者の関わりはいくらでも工

夫や改善が可能なのだ。」と考えることだと思うことにしている。

これまでの権利擁護活動は、施設勤務時代の同僚との活動、同僚のケアマネジャー、ケアマネジャー協会の仲間たちとの高齢者支援活動、社会福祉士会と弁護士会有志によるエールでの権利擁護活動、社会福祉士の仲間たちによる福祉の総合相談支援者人材育成と後方支援活動、東日本大震災によるお互いの支援活動などの積み重ねによっておこなわれてきた。

大切なのは、この活動を支えているのは「人」

であるということ。よく、行政がとか施設がとか事業所がとか言うが、組織によるのではなく、人によるということ。

また、これらの活動は、行政等からの補助金や委託を一切受けずに作ってきた活動である。しかし、その活動は少しずつ実績を重ね、今では県市町村の権利擁護体制の資源となり、行政、相談機関、住民からの相談支援機関として周知され機能し、権利擁護（あたりまえを手伝う）を担う仲間たちによって運営されている。

